

(理事)

第四十四条 理事は、信持、人格、指導力、教養力等において優れた講員の中から、理事会の議決に基づき、指導教員がこれを任命する。

第十三章 褒賞および懲戒

(褒賞)

第四十五条 日蓮正宗の発展及び所属寺院の興隆に特別の尽力をなした講員、あるいは本講の運営に多大な貢献をなし、もしくは信行堅固にして他の模範となる講員に対しては、褒賞を行なう。

② 講員に対する褒賞種目は、次の五種と定める。

- 一、常住御本尊、あるいは御守御本尊、特別御形木御本尊の御下附申附。
- 二、故人における日号授与の申附。
- 三、講中特別役員の時命。
- 四、記念品の授与。
- 五、賞状の授与。

③ 褒賞は、講員の推薦する講員で、指導教員がこれを認

認本山並びに寺院の維持保存を妨害したとき。

九、御供養または寺院の財産に関して、越権して不正行

みをなしたとき。

十、指導教員・講員の承諾なく、講員から寄附金を募集

し、またはこれを消費したとき。

十一、本講規程第一章第六条に定まる目的以外のために、

講員としての地位や経歴を利用して、講員間での金銭

関係等によって彼の信仰に多大な悪影響をもたらした

とき。

十二、宗祖日蓮大聖人の戒戒に違背して、或りに他の講

員に対する権利を好み、講中の異体同心を破ったと

き。

十三、本講の体面を著しく汚す行為のあったとき。

十四、懲戒せられた講員に加盟して、講中及び指導教員

に反抗したとき。

十五、日蓮正宗宗門より懲戒せられた他俗を由庇し、御

法主上人の命に反抗したとき。

十六、そのほか日蓮正宗の法義に阻らして、講員として

ふさわしくないと認められる言動をなしたとき。

④ 懲戒の種目を次の五種とする。

めた者に対して行なわれる。

(懲戒)

第四十六条 本講講員にして、左に掲げる事項の一に該当する事由があつた場合は、理事会の議決を経て、相應の処分を行なうことができる。

一、憲綱に違反し、異説を主張して、講法の諸宗への参詣、札振、寄附等、信行行為を行なつたとき。

二、他の講員を敬愛して、信仰の追慕及び改革を企てたとき、あるいはその信仰を妨害したとき。

三、日蓮正宗宗制・宗規、及び本講規約・講則に違背し、講中の秩序を乱したとき。

四、日蓮正宗宗門の公式決定、及び講中の方針に違背し、講中の秩序を乱したとき。

五、御法主上人並びに本宗御僧侶、寺院に対し、横暴なる文書や言動をもつて指導または誹謗したとき。

六、他人を敬愛相罵して、本講役員に対し、横暴なる文書や言動をもつて指導または誹謗したとき。

七、日蓮正宗御僧侶の布教を妨害し、あるいは御僧侶並びに専依の職務を妨げたとき。

八、日蓮正宗本山の山法山規を乱したとき、あるいは

一、訓告。

二、戒告。

三、本山における信託証明書(證書)の発行停止。

四、講員としての活動停止。

五、除名。

③ 前項の処分を行なおうとするときは、その講員に対し、奉告による開除の機会を与えなければならぬ。

④ 第二項の処分は、審断をもつて本人に通告、又は公衆機関紙に公告することによって効力を発する。本講役員にして、第二項の懲戒に処せられたときは、解任の手続きなくしてその職を失ふ。

⑤ 第二項の懲戒に処すべし行為再犯に及ぶとき、もしくは第一項の事由の程度によっては、日蓮正宗宗規第十一章第二十九条に則り、日蓮正宗責任役員会に計つて処分を行なうことができる。

(懲戒処分の種類・数)

第四十七条 処分を受けた講員の改悔の情著しく、二度と誤りを犯すおそれがないと認められるときは、理事会の議決を経て、処分を軽減もしくは赦免することができる。

(懲戒処分の不服申立)